

リノベーション株式会社
北海道高級レンタカー レンタカー貸渡約款
第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。

なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

- 2 当社はこの約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

第2章 予 約

(予約の申し込み)

第2条 借受人はレンタカーを借りるにあたって、約款および別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申し込みを行うことができる。

- 2 当社は借受人から予約の申し込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。

この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

(予約の変更)

第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

(予約の取消し等)

第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消す事ができる。

2 借受人の都合によりいかなる理由でも予約が取り消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料（7日前 30%、3日前 50%、前日から 100%）を当社に支払わなければならない。

なお、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとみなすことができる。

- 3 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は、借受人に対しキャンセル料は支払わないものとする。

4 事故、盗難、不返還、リコール、天災、故障その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとみなす。

(代替レンタカー)

第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡を申し入れることができるものとする。

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社はその時に貸出可能の車両があれば、その車種クラスの借受条件で代替レンタカーを提案し、貸渡すことが出来る。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡提案の申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。

4 前項の場合において、第1項の貸渡をすることができない原因が、当社の責に帰するべき事由・当社の責に帰さない事由に問わず第4条第3項の予約との取消しとして取り扱いを行う。

(免責)

第6条 当社および借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

(代理代行予約の禁止)

第7条 借受人は、借受け本人以外が予約の申込みをすることは出来ない。

第3章 貸 渡

(貸渡契約の締結)

第8条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払わなければならない。

3 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記入し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めることができる。この場合、借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出しなければならない。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいう。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいう。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証（ジュネーブ条約締約国が発行し、同条約に定める様式に合致した国際運転免許証に限る）は、運転免許証に準ずるものとする。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることができる。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めることができる。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができる。

(貸渡契約の締結の拒否)

第9条 借受人は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができない。

- （1）貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- （2）酒気を帯びていると認められるとき。
- （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- （4）チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させようとするとき。
- （5）暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属し

ている者であると認められるとき。

- (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力行的行為若しくは言辞を用いたとき。
 - (7) 運転者が満 28 歳以上 70 歳未満でないとき、又は運転免許取得後 3 年未満であるとき。
 - (8) 会話に必要な最低限度の日本語が理解できず、会話が不可能な場合
 - (9) その他、当社が不適当と認めたとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができる。
- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - (2) 過去の貸渡において、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
 - (3) 過去の貸渡において、第 17 条各号の掲げる行為があったとき。
 - (4) 過去の貸渡（他のレンタカー事業者による貸渡を含む）において、第 18 条第 6 項又は第 23 条第 1 項に掲げる事実があったとき。
 - (5) 過去の貸渡において、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6) その他、当社が不適当と認めたとき。
- 3 前 2 項の場合において借受人との間にすでに予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱うものとする。

（貸渡契約の成立等）

第 10 条 貸渡契約は借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。

- 2 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとする。

（貸渡料金）

第 11 条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示する。

- (1) 基本料金
 - (2) 特別装備料（チャイルドシート等）
 - (3) 燃料代（満タン返しの場合は除く）
 - (4) その他の料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとする。
- 3 第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとする。

（借受条件の変更）

第 12 条 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことができる。

（点検整備及び確認）

第 13 条 当社は、道路運送車両法第 48 条「定期点検整備」に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとする。

- 2 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2「日常点検整備」に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること、並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他

レンタカーが借受条件を満たしている事を確認するものとする。

- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

(貸渡証の交付、携帯等)

第14条 当社は、レンタカーを引渡したときには、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

第4章 使用

(管理責任)

第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管・管理しなければならない。

(日常点検整備)

第16条 借受人又は運転者は、使用期間中、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならない。

(禁止行為)

第17条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならない。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得たもの以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自家用登録番号標又は車両番号標を偽造又は変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストや競技若しくは未舗装道路で使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること及び車内でペットをゲージから出すこと。
- (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

第18条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担しなければならない。

- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借

受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。

- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また当社は、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

- 4 当社は、当社が必要と認めた場合には、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出することにより、借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとみなすことができる。

- 5 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求することができる。

この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払わなければならない。

（１）放置違反金相当額

（２）当社が別に定める駐車違反違約金

（３）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取りに要した費用

- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が、当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の住所、氏名、電話番号、生年月日、運転免許証番号等の取得した個人情報を利用して法的措置を取るものとする。

- 7 第 1 項の規定により借受人が違法駐車にかかる反則金等を納付すべき場合において、当該借受人が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」という）を申し受けることができる。

- 8 第 6 項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する法的措置をとらず、又はすでに着手した法的措置を取り下げるものとする。

- 9 借受人又は運転者が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払を受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に変換するものとする。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とする。

第5章 返 還

(返還責任)

第19条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所にて当社に返還しなければならない。ただし、当社が特段の事情等により承認をした場合はこの限りではない。

2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、当社に与えた損害を賠償しなければならない。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還する事ができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡をし、当社の指示に従わなければならない。

(返還時の確認等)

第20条 借受人又は運転者は、当社立ち合いの下にレンタカー及び備品を返還しなければならない。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引き渡し時の状態で返還するものとする。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還しなければならない。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第21条 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

(返還場所等)

第22条 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担しなければならない。ただし、当社が特段の事情等により承認をした場合を除く。

2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受ける事なく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、違約金として、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用及び回送のために通常必要となる期間に相当する貸渡料金相当額の合計を支払わなければならない。

(不返還となった場合の措置)

第23条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社からの返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となったと認められるときは、既に取得した個人情報を開示して探索・調査又は刑事告訴を行う等の法的措置をとることができる。

2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するために借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動を含む必要な措置をとることができる。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担しなければならない。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

（事故発見時の措置）

第24条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従わなければならない。

（事故発生時の措置）

第25条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとらなければならない。

- （1）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - （2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工事で行うこと。
 - （3）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - （4）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をしなければならない。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

（盗難発生時の措置）

第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは次に定める措置をとらなければならない。

- （1）直ちに最寄りの警察に通報すること。
- （2）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- （3）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類を遅滞なく提出すること。

（使用不能による貸渡契約の終了）

第27条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとみなす。

- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しない。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでない。
- 3 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したのとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができる。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用する。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還する。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからず事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還する。
- 6 借受人は、当社に対し、本条1項に基づき貸渡契約が終了し、かつ、当社に故意及び重過失がなかった場合には、本条3項ないし5項に定める請求のみできるものとし、レンタカーを使用できなかったことにより生じる損害を請求することはできない。

第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

第28条 借受人は、借受人又は運転者の故意又は過失によりレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、故意・過失を問わずその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、盗難等により営業不能となった期間について、当社が料金表に定める基準に基づいて算出した営業損失補償額をもって営業補償とし、借受人はこれを支払わなければならない。

(保険及び補償)

第29条 借受人が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害賠償保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われる。

- (1) 対人補償：1名につき無制限
 - (2) 対物補償：1事故につき無制限（免責額0万円）
 - (3) 搭乗者傷害
1名につき無制限
入通院定額給付金 1名につき10万円
死亡・後遺障害定額給付金 1名につき1,000万円
 - (4) 盗難補償
協定保険価格100%（免責額10万円）
 - (5) 車両補償
協定保険価格100%（免責額10万円）
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われない。
 - 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とする。
 - 4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。
 - 5 第1項に定める損害賠償保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含む。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができる。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金から貸渡日から解除日までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還する。

(中途解約)

第31条 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができる。この場合、当社は受領済みの貸渡料金は返還しないものとする。

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第32条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー他、当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 第18条第6項における法的措置、及び第23条第1～2号における法的措置の着手に関して利用するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行うものとする。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第33条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が利用されることに同意するものとみなす。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合。
- (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払がない場合。
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合。
- (4) 法的措置に着手するため必要と認められる場合。

第10章 雑 則

(相殺)

第34条 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務をいつでも相殺することができるものとする。

(消費税)

第35条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税も含む）を当社に対して支払わなければならない。

(遅延損害金)

第36条 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(細則)

第37条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。

- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載する。これを変更した場合も同様とする。

（専属的合意管轄裁判所）

第 38 条 この約款に基づく権利及び義務について紛争（裁判所の調停手続きを含む）が生じたときは、訴額の如何にかかわらず当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は令和 7 年 4 月 8 日から施行する。